

公共下水道 受益者負担金 問題調査特別 委員会報告

公共下水道受益者負担金については特別会計の平成22年度決算報告の中で、おおよそ1億5千万円が収入未済額として計上されていたが、平成23年9月議会での指摘による調査の結果、そのうち1億円余りが時効となっていることが判明した。

平成24年6月28日に行政から調査報告があり、議会では平成24年7月2日に調査特別委員会を立ち上げ、合計15回開催し、次の事項について調査した。

- ①時効消滅した受益者負担金の内容・期別・金額・地区名の実態について。
- ②決算書の数値の錯誤についての原因と不明な点の確認。
- ③「賦課替え」の内容と賦課替え処分の実態について。
- ④負担金や制度の村民への説明・周知の努力について。

⑤歴代下水道担当課長及び理事者の参考人招致について。

白馬村長による要求監査の結果報告書、特別委員会の結果や、参考人を招致して聞き取った内容から主なことをまとめると次のようになる。

1. 下水道事業計画については、当時、景気回復を目的とした国の方針によるものであり、さらに冬季オリンピック開催が決まり環境整備のため早期に実現する必要があった。観光地の特性から事業規模は肥大化し、人口9000人ではなく7万人に対応する施設が求められ、家屋のない地域間にも下水管が敷設されるなど、地方債借入残高が示すように村の計画は身の丈に合わず、受益者負担金の仕組みも当初から住民の理解を得て徴収するにはかなり無理な状況であったと思われる。

住民負担を伴う事業や大型事業を導入する際には政治的な面だけでなく、事業の必要性・重要性・負担の応益性と応能性・緊急性・費用対効果などの面を十分検討し、すべての受益者の理解を得ること

が大切である。

2. 負担金滞納の要因の一つとして、経済の縮小が考えられる。冬季オリンピックの開催前からスキー客の入込数の減少傾向は始まっていたが、

終了後は激減した。観光関係の売り上げは軒並み減少し、宿泊施設では経営が行き詰まるところも現れた。公共下水道事業受益者負担金の賦課は、経営体の売り上げに関係なく



東部農業集落排水施設の統合作業の開始 4月20日

賦課されるため、固定資産税と同様に滞納の増加につながり、受益者負担金を納入する側の滞納意識も鈍化してくる。同時に、担当課における滞納者や滞納額に対する意識も同じ傾向を示すようになる。これは参考人の話の内容から読みとれる。

3. 賦課替えは、当時の担当課が債権の時効を完成させないために、徴収権を維持しようとした施策の一つで、平成13年3月に条例を制定した。これにより山林と原野などは賦課替えとなり、排水設備への接続時に加入分担当金を徴収することになった。また受益者負担金の全部または一部が未納の場合、排水設備に接続していない土地については、賦課替えとして、接続時に加入分担当として1平米当たり1350円を支払うことができるとしている。

これにより、債権は留保されていると思っていた、と委員会でも行政側の答弁があった。

しかし、現実に賦課替えをして調定額を減額したのは2